

業務仕様書

1 業務名

札幌国際交流館ライラックホール床修繕業務

2 業務概要

札幌国際交流館ライラックホールの床（フローリング）について、経年劣化により一部床板が変形・破損しているため、既存床板の一部張替・補修、床面サンダー研磨及びウレタン塗装を実施する。

3 施工場所

- (1) 所在地：白石区本通16丁目南4番26
- (2) 施設名：札幌国際交流館 ライラックホール

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※現場施工は令和7年3月3日（月）～12日（水）もしくは3月17日（月）～29日（土）、の期間に実施すること。

5 業務内容

修繕の範囲は仕様書別紙図面で示すフローリング部分とする

- (1) 既存床板の一部撤去、張替（材工共）・・・4㎡程度
 - ・床板の破損が著しい部分を張り替える
（松原産業（株）エムエスパーケット（なら） t15×W303×D303、を受託者が調達して使用すること）
 - ・張替え位置は30枚から45枚程度を想定しているが、作業前に現地調査を実施し、施設管理者と協議のうえ決定する。張替え位置図を作成して提出すること。
- (2) 既存床不陸補修・・・1式
 - ・床板の小さな欠けや床板同士の隙間等をパテ及びウレタン接着剤等で補修する。
 - ・変形で浮き上がっている部分は削る等により処置し、下の隙間はパテで埋める。
 - ・補修箇所は作業前に現地調査を実施して補修位置図を作成して提出すること。
 - ・パテ及びウレタン接着剤は揮発性有機化合物を含まないものを使用し、安全データシートを提出すること。
- (3) サンダー研磨、ウレタン塗装（材工共）・・・210㎡程度
 - ・サンダーまたはポリッシャーによる研磨5回掛け。
 - ・水性ウレタン塗装4回塗り（ウレタイト水性スーパースーパー液2回、ウレタイト水性2液2回を想定）
 - ・塗料は揮発性有機化合物を含まないものを使用し、安全データシートを提出すること
- (4) 床面着色・・・210㎡程度
 - ・研磨した床についてホール全体で色調が均一となるよう塗装を行うこと。
 - ・塗料は揮発性有機化合物を含まないものを使用し、安全データシートを提出すること
- (5) 養生・清掃・・・1式
 - ・搬入経路や既存設備等の養生を行うこと。
 - ・施工に先立って、埃の飛散に備えて、作業範囲の金具、壁面格子全体の養生を行うこと。また、ステージの中に埃が入らないようステージ入口全体の養生を行うこと。
- (6) 発電機（サンダー用）・・・1式
 - ・サンダー掛けに必要な発電機は施設外に設置し、施設の運営に支障がないルートで施設内に引き込むこととする。発電機は受託者が調達の上、設置位置を施設管理者と事前に

調整すること。

(7) 撤去部材の処分

- ・発生材（建設副産物）の処理にあたっては、関係法令に従い、適正に処分すること。
- ・産業廃棄物の処理先は、原則として札幌市内の処理施設とすること。
- ・産業廃棄物の処理を行ったものは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて管理・処分し、処理後はマニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理表の写しを提出すること。

6 委託者の完了状況確認

- ・施工後、委託者及び施設管理者が現地確認を行うことから、委託者及び施設管理者と日程を調整し、検査に立ち会うこと

7 提出書類

提出時期	書類名	備考
作業前	業務計画書 ・ 工程表 ・ 作業手順 ・ 使用材料一覧 （安全データシート含む） 張替え位置図 補修位置図	CD-R等にて電子データも提出すること
作業後	写真帳 マニフェスト伝票の写し 完了届及び報告書	CD-R等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付けわかりやすくすること マニフェストは、届き次第、法定期間内にE表までも含めて提出すること

※提出部数は原則各2部とする。

※提出書類はすべてA4サイズとする。

※工程表について、受託者はあらかじめ施設管理者に提出し、承諾を得ること。なお、修繕工程を作成するにあたり、施設の運営、他の業務及び修繕の関連を考慮し、支障を与えぬよう注意すること。

※委託者及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し、受託者に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

8 安全の確保

受託者は、業務の遂行にあたり、従事者及び第三者に対する事故防止に配慮するとともに、損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法他、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、利用者の利便性や安全性を十分考慮すること。
- (3) 修繕に必要な暖房・水・100V電源・照明、駐車場等は施設の付帯設備を利用できるものとする。その他の材料、パテ、接着剤雑材、消耗品等の物品は特記されているものを除きすべて受託者が調達するものとする。また、工具・機械等は受託者が保有しているものを持ち込んで使うこと。
- (4) 夜間に作業を行う場合は事前に施設管理者と協議すること。なお、施設周辺は住宅街であることから、音の出る作業は避けること。

- (5) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (6) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書（平成31 年版[平成31 年5 月改定]）」に基づき作業を行うこと。
- (7) 自動車利用時（打合せ・作業員輸送等）は走行ルートの短縮や共同運行等、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。エコドライブの推進、アイドリングストップや暖機運転の短縮などに取り組むこと
- (8) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (9) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。

10 問い合わせ先担当

札幌市総務局国際部国際課 担当 布目 電話 011-211-2032